



島根県報

平成24年3月30日（金）

号外第56号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

（都 市 計 画 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（規則第45号）

1 規則の概要

- (1) 民法等の一部を改正する法律の施行により、未成年後見人に法人を選任することができるようになったことに伴う規定及び様式の整備（第9条・様式第1号—様式第1号の3・様式第6号・様式第6号の3・様式第7号—様式第12号の3関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成24年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第45号

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

島根県屋外広告物条例施行規則（昭和49年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第2号中「法定代理人」の次に「（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員）」を、「略歴書（様式第12号）」の次に「並びに法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書」を加える。

様式第1号中「所在地、」の次に「商号又は」を加える。

様式第1号の2中「所在地、」の次に「商号又は」を加え、「はく離」を「剥離」に改める。

様式第1号の3、様式第6号、様式第6号の3及び様式第7号から様式第9号までの規定中「所在地、」の次に「商号又は」を加える。

様式第10号表面中「所在地、」の次に「商号又は」を加え、「あっては、名称」を「あっては、商号又は名称」に改め、同様式裏面中

「

3 法人である場合 の役員の職氏名	職		フリガナ 氏 名	
4 未成年者である 場合の法定代理人 の氏名及び住所	フリガナ 氏 名	〒 電話番号		
	住 所			
5 他の地方公共団	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号	

を

体における登録状況			
-----------	--	--	--

3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。）の職名及び氏名	職 名		フリガナ 氏 名
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所	フリガナ 氏 名 〔法人にあつては、商号又は名称、代表者の氏名〕	〒 電話番号	
	住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕		
5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名		フリガナ 氏 名
6 他の地方公共団体における登録状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号

に、

「はり付け」を「貼付け」に改める。

様式第11号中「所在地、」の次に「商号又は」を加え、「申請者は」を「申請者及び法定代理人（これらの者が法人である場合にあつては、その役員を含む。）は」に改め、「前各号」の次に「又は次号」を加える。

様式第12号中「法定代理人」の次に「・法定代理人（法人）の役員」を加え、

住 所	〒 電話番号		
フリガナ 氏 名		生年月日	

を

「

住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	〒 電話番号		
フリガナ 商号、名称又は氏名		生年月日	

に改

」

め、同様式の備考中「法定代理人」の次に「・法定代理人（法人）の役員」を加える。

様式第12号の2中「所在地、」の次に「商号又は」を加え、同様式の備考の5中「略歴書」の次に「並びに法人である場合にあっては、その登記事項証明書」を加える。

様式第12号の3中「所在地、」の次に「商号又は」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。